

令和元年6月21日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03356

研究課題名(和文) 経済法における中間的処理制度のあり方に関する理論的検討

研究課題名(英文) Theoretical study on the system of settlement and commitment in competition laws

研究代表者

瀬領 真悟 (Seryo, Shingo)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：90192624

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：経済法における中間的処理制度の中で確約制度を取り上げ、日米欧の比較法的検討により制度の実効性・効率性及び公正性・公平性担保のための制度構築等及び運用時の考慮要因の検討・解明を行った。前者に関しては、制度設計時に違反に対する制裁、手続移行の条件、各段階での判断者や判断基準等、後者についても判断者や判断基準、司法審査、他の制度における利害関係者保護などの観点からの検討必要事項や留意事項が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日米欧の中間処理制度の制度自体・導入背景の相違を明らかにし、運用の変化を踏まえて、制度の実効性・効率性及び公正性・公平性担保のための必要事項などを明らかとした。学術的には、中間処理の制度と運用の意義や特徴を前記検討視角から比較検討する有用性を示すことができた。中間処理制度の設置と運用に際して、その有意義な在り方や運用における今後の課題を示すことができた点が本研究の社会的な意義である。

研究成果の概要(英文)：This study takes settlement or commitment procedure and decisions in competition law and especially focuses on commitment systems. It explores the systems and implementation of these procedures in the light of not only effectiveness and efficiency, but also fairness and equity, in comparison with the systems of Japanese and EU or US systems. In former aspects, we need to discuss and clarify the measures or sanction on the violation, conditions or requirements to use those procedures, complainants to start procedures and authorities to decide and standards of decisions in each stages of procedures. In latter aspects, it is necessary to clarify standard of review in judicial system for those procedures and decisions, the protecting interest of related parties in other procedures than settlement or commitment system.

研究分野：経済法・国際経済法

キーワード：中間処理制度 EU競争法 確約決定 実効性・効率性 公正性・公平性

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、欧米において研究対象とした中間処理制度は既に運用経験の蓄積により、各種問題点の指摘や改善に向けた研究が行われていた。日本では、EU の制度と類似制度導入が検討され、TPP 妥結に伴い制度が整備され、運用は TPP 発効に委ねられる状況にあった。当時、この種の制度の効果について、実態解明プロセスにおける調査協力インセンティブを生まないことと競争上の懸念の効率的・効果的解消に寄与する仕組みであるとの認識が示されているに過ぎず、制度導入に際して必要な、運用に向けた実効性や効率性担保、行政処分としての公正性・公平性にかかわる具体的な検討を行う先行研究もほとんどなかった。

2. 研究の目的

研究目的は、法運用の実効性・効率性と公正性・公平性担保のための制度構築等の望ましいありよう、並びに構築時や運用時の考慮要因等を解明することにある。具体的には、中間的処理制度の実効的・効率的機能条件や、行政処分制度に必須である公正性・公平性担保に必要な考慮について未解明なまま導入論のみが先行する傾向があるため、本研究は、を検討・解明し、我が国への制度導入と運用への望ましい制度設計や考慮の枠組みを解明・提案することを狙いとする。

3. 研究の方法

本研究は、比較法研究に集中し、それを徹底した。主たる比較法対象は EU 法であった(米国法も参照した)。文献研究は、可能な限り網羅的・包括的に行った。研究者・当局等の関係者へのインタビューも実施した。以下の研究成果も EU 法研究を中心に説明する。

4. 研究成果

(1) EU 競争法における確約決定の運用動向

本研究期間中に、比較法対象とした EU 法及び米国法のうち、EU 法については運用実態に変化が見られる。特徴的な点は、第一に、(ハードコア)カルテル案件での和解事案は従前と変わらないのに比して、確約決定利用が想定された 102 条案件での利用が減少あるいは本来確約決定の対象となり得ると想定された案件での利用が減少していることである。第二に、第一に示した特定案件での利用減少に比して、従前と同様に確約決定が利用され続けている分野も見いだされることである。具体的には、電力・ガスなど欧州におけるエネルギー産業分野等政府規制が存在する事業分野での 102 条案件である。そこで研究も確約(決定)制度に焦点を当てて行った。

(2) 中間処理制度とその実効性・効率性確保

一般論として、EU の確約決定制度が、競争問題解消と競争回復のために、迅速かつ効率的な事案処理が可能なところから制度自体の評価は、当局及び違反被疑企業から高い。しかし、これについてはいくつかの前提がある。第一は、正式決定と比較して被疑企業側負担となる各種コスト(競争当局及びその他の主体による制裁などが典型的)の大きな軽減制度や運用が組み込まれていること。第二は、被疑企業から申し出される確約内容が当局の懸念を十分に解消するに値するものであるばかりでなく、それが比較的手続きの早期段階でなされること。第三に、確約決定手続きのみならず、行政処分への司法審査やその後の追加的訴訟などのリスクが大きくなること。第四に、確約決定内容の不履行に関しては、実体面及び手続き面の両面から、迅速かつ厳格な制裁等不利益を科す制度や運用が確保されていること。第五に、確約決定処理が不適切なことが手続き中に判明したような場合には、迅速容易に正式事件処理手続きに移行できるような制度的・運用的仕組みが確保されていること。

他方で、上記要因を満たすような制度設計や運用が図られている場合でも、確約決定制度自体の実効性・効率性確保が困難な場合や後続する同様な事件に対する競争法の同様な運用確保上の課題が派生的にあることも明らかとなった。第一に、EU において確約決定手続きを開始するか否かのイニシアティブ及び確約による法違反状態解消提案のイニシアティブが、被疑企業側に委ねられており、適切な手続き開始と適切な法違反状態解消提案が、迅速かつ的確に行われるか否かはあくまでも被疑企業の行動とそれを審査する委員会の判断基準に依拠している点にある。このことから事案によっては確約決定手続きが遅延し実効性・効率性確保対応が機能しない場合がある。とりわけ、確約決定利用の想定された事案のうち、先端・IT 産業や過去にはない新規案件に関わる 102 条案件での確約決定手続き利用が低調になり、正式決定により処理される傾向が強まったのはこの点に理由があると思われる。(1)で示した EU 競争法における運用動向もこのことを反映している。第二に、実効性・効率性確保措置により確約決定自体が迅速かつ効率的な事件処理を実現したとしても、そのこと自体と競争法全体で後続案件を中心にして実効的・効率的な事案処理は別問題であり、場合によってはそれらの点で望ましくない効果が生じることである。この点は、違反行為の抑止効果、決定手続きや決定内容の透明性、決定内容の予見可能性の観点から問題提起がなされている。について、確約決定は企業行動の競争法上の問題性や競争効果について詳細分析を経ないこと、違反行為除去対応以外の法的措置による制裁効果がないことなどから第三者はもちろん被疑企業自体に対しても将来的抑止効果を欠く場合があることが例である。及びに関しては、個別案件処理の妥当性・適切性確保、法における先例性の欠如等に問題が生ずる可能性があり、新規案件などで確約決定の多用が継続することでより問題が大きくなる可能性があるとしてされている。これらは、個別案件における違法状態の除去や競争回復及び明確な先例形成により将来的な違反行為の抑止効果発揮による競争法の実効的適用などの観点からの問題点が指摘されている。

(3) 中間処理制度とその公正性・公平性確保

確約決定手続きでは、証拠や事実認定・法解釈について徹底的な議論を経た正式決定手続きに比べると、認定や判断が省略されるので、事実認定・法適用・処分内容の適切性担保は正式決定よりも弱い。この点について以下の特徴が確認できる。第一に、確約手続開始(制度利用)要件、証拠等を用いた立証責任・水準等について当局が負う責任について、EU 法では、制度利用開始の判断は違反被疑企業に委ねられており、問題となる確約内容についても委員会の懸念に対応する内容の提案となっているのかについて被疑企業が委員会を説得せねばならない。この点では、被疑企業側に、重い負担を課す制度となっている。第二に、確約決定の争訟可能性に関して、EU 法ではその範囲を狭く解する判例法が定着している。正式決定の場合、当事者及び第三者が判断の適切性等につき争訟に及ぶことが可能であるが、EU 司法裁判所は、Alrosa 事件判決(2010 年)で委員会裁量を幅広く認め、確約決定の争訟可能性を狭く解する判断を行った。その後もこの判断枠組みは基本的に維持されている。第三に、被疑企業側には、違反行為に伴う利益(不当な利益)が蓄積することが通例であり、それについての対応も公正性・公平性の観点から重要である。しかし、確約決定制度自体が、制裁金など行政手続きにおける金銭徴収を軽減するものであること、被害者が独自に損害賠償請求などを行うことは可能であるが、詳細な事実認定等を省略しているため、そのような私訴への貢献が薄くなり、さらに競争当局の正式決定を前提とする訴訟追行のメリットを消滅・減少させるものであることから、このような機能が喪失減少することとなる。

第一点に関しては、違反被疑企業が自由に手続きを開始できるわけではなく、内部的な規則などによりある程度の違反行為の存在や問題となる効果の存在が委員会により示された段階で開始可能になる等、法的拘束力の有無にかかわらず客観的なルール設定により、違反被疑企業が対応すべき事実や効果を認識することを可能にする仕組みも準備されている。または、確約内容の適切性などについては第三者からの意見徴収制度を整備して適切性を判断するなどして被疑企業の負担を軽減する制度等もある。

第二点に関しては、現時点では取り立てて是正を図る仕組みや動きを確認することはできなかった。しかし、EU は、EU 自体と加盟国から構成されているところから、競争法も 2 重構造となっており、EU レベルでなされた確約決定の効力について加盟国内でどのように考えるべきか見直しの可能性のある EU 司法裁判所判決が下されていることが確認され、今後の展開を注視する必要がある。

第三点については、現時点まで一般的な指摘はなされているが、今だ、訴訟提起等が行われず、具体的な弊害や問題案件ではなく潜在的問題提起と改善策の提案がなされている。例えば、確約決定に際して、委員会がより詳細な情報を公開することで損害賠償へのプラスの効果をもたらすべきという提言などである。

(4) 我が国法運用への示唆

背景状況の変化

研究開始時には、確約制度が日本において施行前であったところ、現時点では施行されており、それに伴い規則及び対応方針が公表されていることに違いがある。他方、これによった事例は未だ展開されていない。ただし、先取りの確約決定同様な対応が行われたという事案が数件発生している。

提言

法律、規則、及び対応方針に基づくのみでも指摘可能な課題であり、今後解釈・運用などさらには追加的的制度設計により考えるべき点として以下の点がある。第一に、適切な事件選択基準の明確化(実効性・効率性) 第二に、公取委の通知が手続き開始の契機となるので、その際に公取委の責任として提示されるべき事実や証拠の内容や法的認定の水準(公正性・公平性) 第三に、制度運用や確約内容実現のための実効性・効率性担保の仕組み。公正性・公平性の観点から検討すべき点である争訟可能性や損害賠償などへの影響について、現時点でどのようになるのかは不明である。争訟可能性については EU 競争法同様の対応になることが考えられることなども含めて検討課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- 瀬領真悟、「公正取引委員会に期待すること」公正取引、査読無、806 号、2018、31 - 34 頁
瀬領真悟・渡辺昭成・洪淳康・中里浩、「マレーシア競争法の成立過程、現状及び今後の課題について」(上)(中)(下)、公正取引、査読無、803 号、2017、79 - 87 頁、804 号、2017、58 - 68 頁、805 号、2017、38 - 47 頁
瀬領真悟、「不当な取引制限規制における要件解釈の現状と課題:総論」、日本経済法学会年報、査読無、第 37 号、2016、3 - 18 頁

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。